

## 国際観光旅客税法案参照条文

### ○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）

（定義）

第二条 出入国管理及び難民認定法及びこれに基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一七 省 略

八 出入国港 外国人が出入国すべき港又は飛行場で法務省令で定めるものをいう。

九 十六 省 略

（出国の手続）

第二十五条 本邦外の地域に赴く意図をもって出国しようとする外国人（乗員を除く。次条において同じ。）は、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。

2 省 略

（日本人の出国）

第六十条 本邦外の地域に赴く意図をもって出国する日本人（乗員を除く。）は、有効な旅券を所持し、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。

2 省 略